

1. 繁忙期の自家用車活用

背景・制度概要

- 貨物自動車運送事業を行う場合には、**貨物自動車運送事業法の許可が必要（原則）**
- **輸送需要が極端に増大し、事業用自動車（青ナンバー）のみでは輸送力の確保が困難**となる年末年始・夏季等の繁忙期に限り、許可を得たトラック事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、**自家用車（白ナンバー）の活用を例外的に許可**

これまでの取組

- 自家用車の柔軟な活用について大手ネット通販事業者より要望を受けたことを踏まえ、以下の内容でパブリックコメントを実施（平成30年11月21日～同年12月20日）
 - ① 輸送需要の実態を踏まえ**繁忙期の期間設定（現行：夏期、年末年始など150日を上限）を見直し**
 - ② 許可の対象を**宅配（個人住宅への配送）に限定**
 - ③ **自家用車の運転者に対し適切な安全指導が行われていない場合**には、行政処分を実施 等
- パブリックコメント実施後、通達改正案に対して関係者で以下のような意見の相違があったため、継続して意見調整を行い現在に至る。

ネット通販事業者：通年で行いたい。安全の確保に関して許可の要件（上記③等）が厳しい。

トラック事業者：許可日数の拡大には反対。自家用車の利用は極力限定的であるべき。

今後の取組

- 関係者と意見調整を行い、必要な通達の改正を実施。
- その際には、**輸送の安全の確保、ドライバーの適切な労務管理、荷主保護**が大前提。

2. 置き配の推進

背景・制度概要

「置き配」とは・・・

- 利用者が予め指定する場所（玄関、車庫等）に利用者の在・不在に関わらず配達すること。
- 再配達を抑制することによってドライバーの労働条件が改善するとともに、消費者の利便性向上が図られる。
- 再配達率は、近年**約16%前後**で推移（コロナ禍では、在宅率の上昇により再配達率は**約8%**）。

これまでの取組

- 令和2年 経済産業省と協力し「置き配の現状と実施に向けたポイント」（※）をとりまとめ。
（※）消費者の同意の確保、置き場所の範囲、防犯・防火対策、免責の取扱い
- 新型コロナウイルス感染症拡大により、宅配需要が**前年比10%～20%増加**。

今後の取組

- 現在、宅配事業者は置き配実施のための「置き場所の範囲、防犯・防火対策、免責の取扱い」等を定める約款整備を準備中。
- 「消費者の同意の確保」についてはネット通販サイトの協力が不可欠であり、サイト上で消費者の同意を得る方向で事業者間で調整中。
- 年末年始の繁忙期に入ることから、11月半ばに約款認可ができるよう最終調整を行う。

3. 共同配送の実現

背景・制度概要

- トラック業界では人手不足が深刻化する一方で、トラックの積載率が40%台まで落ちており、**積み合せを工夫しより少ないトラックで荷物を運べる共同配送**の必要性が高まっている。
- 共同配送実施には、パレット等の輸送容器や物流データ（車両の動態情報、積載情報等）の共有、荷積みや荷卸しのタイミングの調整等の課題がある。

これまでの取組

- 改正物流総合効率化法（平成28年）に基づき、複数のトラック事業者や荷主等の連携による共同配送の取組を支援（取組開始時に補助等。これまでの実績：20件）
- 令和2年より、
 - 加工食品分野におけるパレット・外装サイズ等の標準化計画を策定。
 - 待ち時間が多い品目ごとに、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善方策を策定。

今後の取組

- **関係省庁・運送事業者・荷主が協力・連携し、令和2年度に策定した標準化計画、改善方策を実行。**
- 「大手荷主が具体的に取組まないと取組が進まない」との運送事業者からの声を受け、荷主関係省庁（経産省・農水省）とともに、**荷主団体等に対する理解醸成・協力要請に取り組む。**